

令和5年5月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年5月31日（水）午後1時30分から午後4時30分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 21人

1番	小林	康基	3番	柳澤	一向
4番	武井	茂善	6番	久保	節夫
7番	太田	辰男	9番	丸山	茂実
10番	矢嶋	壽司	11番	窪田	英明
12番	塩原	秀俊	13番	田中	悦郎
14番	細江	弘光	15番	塩原	俊昭
16番	河野	徹	17番	濱	博
18番	齋藤	勝幸	19番	橋本	実嗣
20番	倉科	孝明	21番	塩原	至
23番	二村	喜子	25番	林	昌美
26番	瀧澤	和子			

(2) 推進委員 16人

推2番	中野	千尋	推3番	大澤	好市
推4番	梶原	知子	推5番	松田	和久
推6番	赤羽	武史	推7番	平林	哲
推8番	松下	秀一	推9番	田中	武彦
推10番	中平	茂	推11番	田中	孝人
推13番	北野	喜八	推14番	山崎	和男
推15番	長崎	作夫	推16番	齋藤	知彦
推17番	中澤	一海	推18番	奈良澤	治

4 欠席委員

(1) 農業委員 5人

2番	中條	幸雄	5番	中川	敦
8番	河西	穂高	22番	三村	晴夫
24番	上條	信太郎			

(2) 推進委員 2人

推1番	西村	博	推12番	堀内	俊男
-----	----	---	------	----	----

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第31号～第34号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……………（議案第35号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第36号～第42号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第43号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第44号～第49号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件

…………… (議案第50号、第51号)

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件… (議案第52号、第53号)

(2) 報告事項

ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

ウ 農地法第4条の規定による届出の件

エ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

ア 令和4年度最適化活動の点検・評価…………… (議案第54号)

(2) 報告事項

ア 地域計画の今後の取り組みについて

イ 令和5年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について

ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

(1) 令和5年度公務災害補償制度加入申し込みについて

(2) 就農希望情報カード

(3) 全国農業新聞表彰について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
		農 政 課	主 事	中村 愛佳
		//	主 事	城生 涼風
		松本農業農村支援センター課長補佐		寺戸久美子

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 20番 倉科 孝明 委員

21番 塩原 至 委員

〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第31号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。よろしくをお願いいたします。

今日は法人が1団体です。

早速、1番、〇〇〇〇、法人所在地は梓川地区、農地所在地は寿地区、2筆、10アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はグリーンリーフ、出荷先は市内の飲食店及び卸売業者を予定しております。販売量は7,000キログラムを計画し、販売額で600万円を見込んでいらっしゃいます。土地の貸主であるほかの農家さんから技術と知識を今後習得される予定で、借り入れた農地へは10キロメートル、自動車で30分ほどかかるそうです。おおむね3年後の営農規模は現状維持を希望されています。議案は別冊の3ページ、一番下の段の1番に該当いたします。署名は梓川地区、倉科農業委員及び寿地区、河西農業委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、補足説明を地元の倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

梓川俊に所在地を置く〇〇〇〇が新規就農されるものなんですけれども、形態としましては、老舗の洋食屋さんである松本市内の〇〇〇〇、これが入ってくるということでもありますので、いわゆる企業の農業参入と言ったほうが分かりやすいかと思えます。経過としましては、これまで〇〇〇〇で仕入れて遣っていた寿地区のグリーンリーフ栽培農家さんが営農をやめてしまったということで、自らが栽培することで、安心・安全な地元産の野菜を使い続けることができるようにしたいということから話が進展しまして、この栽培農家の施設を借り受け、営農指導を受けることが決まりまして、ハウス施設での養液栽培、年間で6回程度をするということで計画をされておりました。このほか、この法人としましての事業計画を拝見させていただきましたけれども、将来的に養鶏ですとか、近々のうちには市内に新規の飲食店舗の展開など多岐にわたっておりまして、合同会社の構成員であります役員さんが地元の方なんですけれども、もともと〇〇〇〇の経営役員であったり、〇〇〇〇が全面的にバックアップするという体制で進んでおりますので、内容としては、実現可能性の高い内容だと思いま

したし、また中心市街地の活性化と、そういう副次的な効果も見込めると
思いますので、農業を通じたこうした様々な取組に期待したいと考えてお
ります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生と申します。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第31号になりま
す。

合計のみ申し上げますので、11ページをご覧ください。

合計、一般、筆数68筆、貸付け40人、借入れ38人、面積9万7,6
90平米。

経営移譲、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積312平米。

利用権移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,319平米。

所有権の移転、筆数12筆、貸付け3人、借入れ8人、面積8,460平
米。

第18条2項の6号関係、筆数7筆、貸付け5人、借入れ3人、面積1万
2,324平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数106筆、貸付け
62人、借入れ1人、面積17万6,841平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数101筆、貸付け
1人、借入れ34人、面積17万954平米。

合計、筆数298筆、貸付け114人、借入れ87人、面積46万7,9
00平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数116筆、面積21
万2,493平米、集積率は75.28%です。

議案第31号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありまし
たら、お聞かせください。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決につきましては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第31号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条、議事参与の制限の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、城生主事、お願いします。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第32号です。
12ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,186平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第32号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
全ての委員の皆様にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第32号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第33号 農用地利用集積計画の決定の件について上程

いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第33号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,003平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第33号は以上になります。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第33号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第34号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いします。
城生主事。

城生(農政課)主事 議案第34号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積884平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第34号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第34号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第35号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたします。
事務局から説明をお願いします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。
すみません、早速別冊議案の13ページ以降をご覧ください。
それでは、5-(1)-2、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議案第35号について、合計で説明いたします。
集積、人数57名、筆数113筆、権利設定面積22万1,959平米、対して配分、人数2名です。
以上の案にて令和5年6月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構へ要請いたします。
議案第35号については以上ですが、よろしくをお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。
これも前回申し上げましたが、法改正による手続の項目の1つです。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第35号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第36号から42号 農用法第3条の規定による許可申
請許可の件、7件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第36、37号は、所有権を交換するものです。
議案第38号は、営農計画の営農再開のため、所有権を移転するものです。
議案第39号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第40号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料
として、新規就農者、〇〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に
掲載しております。
議案第41号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第42号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。こちらも
参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考
資料に掲載しております。
以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これもそうなのですが、やっぱり4月からの農地法改正、下限面積の撤廃
による新規就農者の方が数多く出ている案件があります。
それでは、地元の委員の方から補足説明をお願いします。
36号、和田でありますので、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 36と37、同時といいますか、農地を交換する案件ですので、一括し
て申し上げます。

和田の〇〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇〇さんの土地と入れ替えると、こうい
うことでして、場所的には和田の太子堂、神林との境付近にある農地で、
未整備の圃場で、非常に不整形で込み入ったところになりますけれども、

そこにある農地を入れ替えるということですので、全く問題ないというように思っています。場所がちょっと離れている、地図を見ていただくと分かりますけれども、ちょっと離れているんですけれども、こんな形で、面積もそれほど変わりありませんし、全く問題ないというように思っています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、38号、39号、神林でありますので、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 それでは38号、39号にしても、現況見てきましたけれども、特に問題はないと思われま。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、40号ですが、今井、田中武彦委員と現地を確認してまいりました。この方、〇〇〇さんとおっしゃるんですけれども、何か沖縄ですか、その辺の方のようです。やはり前段でも申し上げたとおり、法改正による関係で、うちを買ったら、周りに土地が、農地がということで、新規就農者ということで認めてありますので、ご了解をお願いします。

確かにこういう関係で、一緒に管理してもらおうというところはいいんですが、また下限面積の撤廃によるほかのリスクはありますので、そこはやっぱり注意しながら我々も見ていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

41、中野委員、お願いします。

中野推進委員

では、里山辺ですが、今日、中川委員さんいませんので、私のほうからお願いしたいと思っております。

場所は湯ノ原で、サッカーのかりがねサッカー場のグラウンドの真ん前ということで、前は全部田んぼでございます。〇〇さんについては、地区の人・農地プランの中でも中心経営体というものに位置づけをされておりますし、現在も多くの農地を耕作しております。本人の希望のとおり、経営規模拡大ということでもありますし、担い手への農地の集積化ということもありますので、全く問題ないと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

続きまして議案番号42、入山辺でありますので、武井委員、その〇〇さんも含めて何かありましたら。

武井農業委員

これ、やっぱり下限面積撤廃のことなんですけれども、実は空き家を取得

するに当たりまして、それに付随して農地があるということで、それを併せて取得するというものでございます。〇〇さんは、会社勤務でございませけれども、両親が健在で、一緒に住むということで、両親の助けをいただきながらキウイフルーツを作るということでございます。空き家が解消と、それから農地、遊休農地も解消されるということですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通しまして3条案件、全ての委員の方に伺いますが、質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、7件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第36号から42号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第43号、転用目的は営農型太陽光発電施設となっております。作物は稲わらとなっております。申請地につきましては、申請者である〇〇〇さんが既に利用権設定中の農地であります。耕作権を現在有している〇〇〇〇さんからの申請ということで、4条の申請となっております。地主さんから同意書が添付をされております。

申請地は現在、荒廃農地の状態となっております。荒廃農地を解消をし、営農型太陽光発電施設として転用するため、10年更新の一時転用となっております。荒廃農地を再生する関係で、通常の営農型太陽光発電施設については、収量の規定があります。地域の平均的な単収の8割取れないと、その太陽光のパネルは撤去してくださいという規定があるんですが、今回、荒廃農地を再生するに当たっては、その規定ありませんので、特に収量は規定はございません。

こちらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断

しております。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元の久保委員、お願ひします。

久保農業委員 説明します。事務局、川村さん、今の藤井さん、大分2年ぐらいご尽力いただきまして、ようやくここまでこぎ着けたというところでもありますので、何ら問題はないというように一応言います。
これがうまくいけば、今後とも規模拡大していきたいということ、私、農業委員という立場と〇〇〇も一緒に考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた細江委員、お願ひします。

細江農業委員 地元の委員のおっしゃるとおり、致し方ないという、将来頑張っていたきたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
久保委員、わらで何をやるですか。

久保農業委員 わら細工をするという、四賀の中にそういう人がいまして、大澤さんのほうが先輩だから、ご存じかもしれませんが、そこでそういうものをやりたいという人のためにということになっています。これは間違ひない。
でも、本当は普通の田んぼをやりたいんですよ。ただ、それだと、もういつも川村さんなんか教わっていますが、例の80%条項というのがいろいろあって、取りあえず、わら細工のほうにわらを供給しようということとで始めました。
以前、皆さんに、去年ですか、説明したのは、太陽光発電の中で松本一本ねぎを作っているというのを四賀地区でありましたけれども、今回はそういうことで、水稻関係をやりたいということですので、大体田んぼの耕作が多いので、荒地が多いんですよ、山の中ですので。しかし、わら細工だけで、本当は水稻をやりたいんですけども、その辺、また皆さん、いろいろとよろしくお願ひします。

議 長 皆さん、全ての委員の方に質問、意見等ありましたら、大澤さん。

大澤推進委員 ちょっと補足説明させてください。お願ひします。
久保委員のほうで稲わらということだったんですが、今水稻のわらというのは丈が短いんですよ。それで、わら細工には適さないものですから、昔、皆さんご存じか知らんが、明神というモチ米があるんですよ。これを栽培して、これは本当に長いんですよ。それで、実もひげがいっぱい出る

議長 事務局に整理してもらって、また次回の総会の折にでも皆さんにご提示申し上げるといことで、この案件については、倉科委員、よろしいですか。

倉科農業委員 はい、結構です。

議長 では、川村補佐。

川村局長補佐 すみません、今の案件、可否はちょっとまた、今申し上げたとおり、次回に持ち越させていただきたいのですが、例えば〇〇〇が今回、荒廃地を借り受けて行うといった場合に、5年以上の利用権設定を伴うのですが、そのときに、荒廃の度合いにも当然よるんですけども、松本市の農政課のほうで遊休荒廃地解消事業というものがございます。そういったものを活用して、1反たしか7万円が上限だったと思うんですけども、そういうものを利用して行うという方法も1つですので、ご認識していただければと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
7万円ですが、予算が使い切っちゃうときもあるので、その辺、注視しなきゃいけないと思われます。
よろしいですかね。この案件に対してほかによろしいですか。
山崎委員。

山崎推進委員 営農型っていうのは非常に、私も携わったんですけども、結局、下へ物を作って、上を日影にするために太陽光をやって、太陽光は二の次で、下が主だという県の考えですが、うちの近くでも、結局やっても、下にワラビを作って、草ぼうぼう。そういうところもあります。
それで、本来だと、県は1年か2年ごとに本当に作っているかを見に来て、できてなかったら、太陽光を撤去するという事なんだけれども、実際そんなことできないと思うんですよ。もう造っちゃえばこちらのもので、それで、その辺のところを県が撤去命令出すのか、ちょっと私もよく分からないけれども、真面目にやっている人は一生懸命作っておりますが、ただ、下は草ぼうぼうの人もいます。それは、本来はいけないことなんですけれども、その辺がちょっと疑問に思うので、作らないところ、営農しないとか、そういう場合は、もう撤去命令が出るのか、その辺をしっかりと伝えるというか、検討してやったほうがいいと思います。
大体その構造で私、見れば分かるんですけども、要するに下にトラクターが入れるように造る場合は、ちゃんと上に上げて、トラクターが入れるようにしなければならないし、もうトラクターが入れなければ、ちょっと太陽光の下は無理ですから。それで、もうその構造を見ただけで大体分かります。
そんなところで、もし下を荒らした場合は、撤去という原則あるんだけれ

ども、実際は難しいです。人の財産を壊すってというのは。その辺をしっかりと指導というか、お願いしたいと思いますけれども。

議 長

見地に基づいたアドバイスというように理解すればいいですか。

確かにね、ジレンマがね、そういうところに、どっちが主でどっちがということと、地域とか荒廃地の関係とか、その辺のバランス、ある程度バランス、我々も行政機関だもので、そんなに忖度するわけにもいかないけれども、現状はそれぞれ地域がそういうように荒れたときと太陽光と営農型ってところをやはり、多分おっしゃったように、ことと、それと県だって軸足ぶれぶれだもので、そこもちょっとジレンマがあるんですが。

では、藤井さん。

藤井主任

営農型太陽光発電に関する報告になりますが、年に1回、必ず収量の報告をすることになっております。収量の報告と併せて知見を有する者、営農に関する知識を持ったJAの普及員さんですとか、県の実験機関の方、その作物を先行して栽培されているような方からも必ず意見をもらって、適切に営農されているかどうかというチェックが年に1回必ず入ります。

もしその基準を満たしていなければ、まず県のほうで指導が入ります。8割の収量をちゃんと満たすようにやってくださいという形で、それに最終的に何度言っても従わないということになると、許可権者は県知事ですので、県知事のほうで撤去命令が受けることになろうかと思えます。

申請の際に、あくまでも一時転用の許可になるので、いつかは撤去するものです。撤去費用の見積りまで申請のときに出していただいておりますので、撤去はいずれにせよ見込んでいるような申請になっております。

議 長

建前はそういうことです。

よろしいですかね。

では、この案件について、ほかに何か意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第43号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第44号から49号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件及び関連がありますので、議案第50号と51号 農地

法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、2件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第44号、転用目的は土木工事排出残土置場としての一時転用です。こちら、農振農用地ではありますが、3年後に農地に復旧する一時転用ですので、やむを得ないものと考えております。

続いて、議案第45号、転用目的は住宅です。こちらですが、隣接する宅地と併せて農業後継者の別棟住宅を建築する計画となっております。

続いて、議案第46号ですが、関連がありますので、議案第50号から説明をいたします。

おめくりいただいて、8ページをお願いいたします。

議案第50号ですが、昭和45年に貸し住宅ということで許可を受けましたが、許可を受けた方が体調不良となってしまう、実行されず、現在まで至ってしまっておりました。今回、資材置場、駐車場として転用目的及び事業者を変更するものです。

続いて、議案46号に戻ります。5ページをお願いいたします。すみません、5ページです。46号ですが、別紙がありまして、7ページも併せてご覧いただければと思います。

議案第46号、先ほど変更申請をした2筆とほか8筆、計10筆で資材置場、駐車場として転用する計画となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

議案番号47番、転用目的は建て売り住宅となっております。

続いて、議案第48号、転用目的は駐車場及びごみ集積所です。こちらはやむを得ないものとして追認案件となっております。

続いて、議案第49号ですが、関連がありますので、議案第51号から説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

議案第51号、昭和48年に住宅で転用の許可を受けましたが、転用の許可を受けた方がお仕事の転勤の関係で住宅建築が実施できず、現在まで至ってしまっておりました。このたび、また新たな方の住宅として転用をするものです。

お戻りいただいて、6ページをお願いいたします。

議案番号第79号、変更申請の内容のとおり、住宅として転用するものです。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、補足説明を地元委員の方からお願いいたします。

議案番号44、小林委員。

小林農業委員

3日ほど前に現地確認ということで行ってまいりました。結論から言うと、ちょっと問題あるんだけれども、やむを得ないかなということで自身は帰ってまいりました。

ちょっとコメントさせていただきたいんですけども、これ、旧市管内でも優良農地というか、水田で、面積では約27ヘクタールというような、いわゆる農用地として唯一残っている場所ということを書いても過言じゃないかなと思っています。

問題のこの件なんですけれども、この方が六、七年前に地主の方から農業をやるというような触れ込みで売却をされたということなんですけど、その後の経緯を見ると、一度も耕作をするということにはなかったということでございました。それで、せんだって3日ほど前に行ったときには、きれいに草は刈ってあったんですけども、そういう事情であれば、余計に近隣の方にちょっと聞いてみなきゃいけないなということで、聞いてみたんですけども、一度も耕作をされないで、それも資材あるいは土砂置場に使用したいというのは、非常に近隣としても不安を覚えるということでございました。

というのは、この地区が構造改善を平成3年に第1次完成をして、第2次の構造改善にアンケートを取って、今、進んでいる最中ということだそうです。やはり30年からたつと、畦畔の傷みとか、あるいは水路、あるいは暗渠やなんかの傷みがあるので、この際大きな面積で取り組んでいこうかなということは、農用地だから、そういう要望が出てきて、それに焦点を合わせて、県とか、あるいは市の担当とかいうところですり合わせを今、やっている最中だということでございます。

これは余談としても、何でその懸念かということは、六、七年前に買ったんだけれども、一度も耕作をされていなかったと。草は多少刈っているよさだということでございますし、ここに、5ページに、許可の日から3年間で元へ戻すということの約束ということでございますので、これを真摯に守っていただいて、ぜひ県をはじめ、役所の方々も注視をして、元へ戻して、農用地として適用されるように切に望むところです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

では、44号、ちょっと別にします。

それでは、45号、神林、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員

〇〇〇〇さんは農業後継者であります。それで、今、おやじさんたちのところの隣にうちを建てたいわけですが、その一部が農地だということで、ここに申請が上がってきた。ですので、ぜひご承認のほうをよろしく願います。

議 長

それでは、46号、矢嶋委員。
矢嶋委員、50号も併せてお願いします。

矢嶋農業委員

先ほど藤井さんのほうから説明のあったとおり、50号は昭和45年に5条申請通っておりますけれども、そのまま体調が優れないということで、治療のほうに大分お金がかかったということで、現在まで来ちゃっているという状況であります。現状、岡田のほうにお住まいということでありまして、この場所に住宅を建てるという予定はないということでありますので、50号についてはやむを得ないというように考えます。

それと、それに続きまして46号ですけれども、10ページの写真を見ていただいて、上から見ると、右側に菅野小学校がございます。菅野小学校から西へ向かって150メートルくらいですかね。その場所でありまして、ちょっとこの場所的には、周りがほとんどやっぱりこういう関係の会社が多い地区でありまして、水利もないというような場所がございまして、ちょうどこの対象となる場所の西側には福祉施設が建たっておりまして、ちょうどこのところ、写真だと比較的きれいに見える感じですが、実際行ってみると、かなり荒れている状態がございまして、下のほうの写真見ると、凸凹しておりますけれども、この道の角のところは実際に耕作されております。それから、そのところ、凸凹になっておりますけれども、ちょうどその部分、多分栗林とか、そういうものは若干作られておりまして、そのところは売買の対象になってないということで、奥に建物見えますけれども、奥の建物の手前のところは実際耕作がされております。

この〇〇〇〇につきましては、朝日でほかの事業者から土地を借りて、そこで資材置場にしたんですけれども、立ち退いてくれということで、今回この場所を選定したということであります。この対象となる農地については、かなり荒れておりまして、この部分、駐車場並びに資材置場にするについては、やむを得ないかなと。周りの農地に与える影響も、ちょうど手前が南になりますので、フェンス、それから土留めをやるということでありますので、やむを得ないというように考えます。

それから、47号、11ページになりますけれども、この場所は、松本空港線、奈良井川の小俣橋から西へ向かって行きますと、ちょうど松本空港線にぶつかるんですけれども、その手前を少し斜めに入って行った場所がございまして、この土地の所有者の方は、相続ということで、現在、石川県に住まわれていて、自分では農業はできないということで、耕作を委託していたんですけれども、周りがほとんど住宅、道路に囲われておりまして、ここを業者が買って、5区画に整理して宅地にするということで、白地の2種農地でもありますし、周りが住宅に囲われておりますので、やむを得ないというように判断をしております。周りの農地に与える影響はないというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
48、入山辺、武井委員、お願いします。

武井農業委員

この土地ですけれども、当初はブドウ畑でございましたが、分筆をして、農地転用の許可を得て、住宅と農産物直売所を建設して、併せて直売所利用者の駐車場を整備したんですが、分筆後、申請地は引き続きブドウ栽培していましたが、直売所のほうの利用客がどんどん増えてきて、当初の駐車場スペースだけでは収容できず、この申請地にも駐車するようになってしまったということがございます。申請地はブドウ専業農家で、規模拡大を積極的に進める認定農業者でございます。あわせて、ここは町会のごみ集積所としても使い勝手がいいということで利用しておりますので、そんなことを付け加えさせていただきまして、追認ということでぜひよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
49号、倉科委員、51も含めてお願いします。

倉科農業委員

49号ですけれども、写真ご覧になっていただきまして、場所は倭交差点というところから南へ200メートルほど入ったところなんですけれども、写真のですね、上の写真の中央、上下、南北に走っているのが、これが主要地方道ですが、この主要地方道松本環状高家線に面した集落的には南大妻地区、この中の商業施設ですとか集落の中の一角ということになります。

当該農地は、下の写真をご覧になっていただいても分かる通り、周囲を飲食店、それから宅地、道路に囲まれた非常に狭小な土地でありまして、農地としての利用は非常に難しい場所になっております。ですので、転用によって周辺農地に与える影響もないことから、本件における転用はやむを得ないものと考えています。

また、51号につきましても、計画変更についてですが、〇〇〇〇〇さんは現在、東京都在住、また高齢でもありまして、ご自身で住宅建築を行うことは困難であるという状況の中で、希望する〇〇さんご夫婦にお譲りするということがありますので、やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、44号だけ別にしますが、現地を見ていただいた農業委員の方、44号を含めて、44、45、46を細江委員、47から49を林委員で、現地を見ていただいた内容について説明ください。

細江農業委員

44号ですけれども、地元の委員さんおっしゃるとおりで、道路に面して基盤整備したい土地です。それで、一度も耕作してないという話は聞かなかったものですから、今、ちょっと荒れていますけれども、周りにはもう稲が植わってました。ということで、話を聞くと、ちょっと私も微妙で、資材置場で3年ということなので、それができればやむを得ないということと考えるしかないかなと思いました。

あと、45号ですけれども、これは別に大丈夫だと思って見てきました。

あと、46号ですけれども、これもちょっと入り組んだ感じで、場所なんですけれども、資材置場として利用するにやむを得ないかなというように判断いたしました。

議長 　　では、林委員、お願いします。

林農業委員 　47号ですが、周りは家だらけで、もうこれは完全にやむを得ないかなという感じでした。

48号は、道沿いにごみ集積所があって、自宅とその間の場所での駐車スペースということですし、直売所の駐車場ですので、これも仕方がないかなというように思いました。

49号ですが、いろいろな理由があって、昔々の昭和48年ということなので、今後こういうことが多分起こらないですというような感じで言われたんですけれども、全く赤の他人の人に売買ということですので、農地を全く関係のない方に売買して家を建てるというのは、もしもこれからこういうようなことがどんどん起きてくるのではないかなという話をしながら、今回は何か法律改正の前の案件だからということだったので、場所的にも梓川のメインストリートの広い道に面した狭い場所ですので、田んぼをするというのもちょっと難しい場所だなというので、これは今回は仕方がないかなというように思ったんですが、これからこういう事例が増えてきた場合、困るなというように話はしていました。転勤でよそへ行ってしまうということも、今のこの時代はありますので、買って家を建てようかなと思ったけれども、転勤でいなくなってしまって、その土地を全く知らない人に譲って、しかも、家がどんどん建っていくということになってしまわないというように、この話じゃないけれども、全体のことを考えるときに、そういうことがあったら困るなというようには思いました。この49号自体は、仕方のないことだなとは思いますが。

　　以上です。

議長 　　ありがとうございます。

先ほど若干申し上げましたが、44号だけ分離して、そのほかの5条について集約いたしますが、今、林委員の懸念について、事務局からコメントありますでしょうか。

藤井主任 　　すみません、林委員さんからお話のあった内容ですが、今回の梓川の案件を例にしてお話ししますと、梓川の案件は、昭和の48年に住宅を建てるという目的で、当時は梓川都市計画区域の指定ありませんでしたので、申請自体は農地法だけの審査での許可になっております。現在は、梓川全域、一部除いてですが、市街化調整区域になっておりますので、都市計画法の申請が同時になっておりますので、当時よりは建築物を建てるハードルというのは間違いなく上がっています。

今回の梓川に関しては、都市計画法の中で34条という法律があるんですが、その中での区域指定というもので、誰でも住宅が建てられるエリアというのを指定している区域があります。今回はたまたま48年に許可を取って何もしなかった土地がその区域の中に入ったので、たまたま誰でもおうちが建てられる土地という形なんですけど、過去に住宅で許可を取っていたとしても、現在にそこに家が建てられるという保証は、ほとんどの土地では現在のほうがハードル高いので、建てられないことが多いと思います。

ただ、全部が全部建てられないかと言われると、またその土地の現在の状況、関係法令見てみての判断にはなるかと思います。

以上です。

議長

よろしいですか。

そういうことで、連檐とか、公共とか、指定を受けた中では、一部該当するところに限って5条で転用も可能だ。また細かいことは、また事務局と話をしてもらえばいいと思いますが、結果的には、そのハードルさえも高くなっているというのが概略的な見方と思います

この案件に直接は関係ありませんけれども、そういうことですので、またご理解をお願いしたいと思います。

それでは、44号を抜かした中でのほかの案件について、何かご質問、ご意見等ありますか。

では、松田推進委員、お願いします。

松田推進委員

計画変更の申請が今回2つあるんですけども、この許可になった日が昭和45年、それから48年ですかね。もう半世紀前の話を、もうここで計画変更されるんですけども、毎回第4条、5条関係の審査があつて、農業委員会で認めているわけですけども、この半世紀なにもせずに、せっかく5条申請が通っていながら、全く、いろいろ理由はあると思うんですけども、そういった半世紀にわたる間、行政としてこういった状況、申請が通ったものについて、チェック体制というものはないんですかね。

非常に半世紀間放っておくということ自体が、ただ単にここでもって毎回、毎月4条、5条、3条も含めてですけども、いろいろ議論されているけれども、その後のアフターフォローといいますか、そういったことをすべきじゃないかと思うんですよ。せっかくここでもって審査するんだから。その辺はどうでしょうかね。

議長

藤井主任。

藤井主任

現在の農地法の許可後の流れについてご説明させていただきます。

農地法の許可後ですが、現在は、まず許可を受けてから3か月以内に必ず現状の報告、それ以降は、完了するまで必ず報告を求めています。その制度というか、許可の条件を付し始めたのが、平成20年頃と聞いております。したがって、それ以上前の農地転用の許可については、進捗状況の

報告が義務づけられていなかったものですから、こういったような事態になっております。

現在のところはそういった形で、進捗は管理しているんですが、昔の状況、昔の許可というのは、こういった形で出てきたときに、また変更なり、取消しなり、それがなくなって権利が消滅するかという形のどれかになっているのが実情かなと思います。

以上です。

松田推進委員

分かりました。

そういったチェック機能がないから、先ほど林委員さんがおっしゃられたような疑問点といいますか、そういったことも出てくると思うんです。だから、今の体制になったから、チェック機能があるからいいだろうと思うけれども、これは1つの法律の抜け道になりかねない状況だと思うんですよ、うまくつかれちゃうと。だから、その辺のところをしっかりと今後のものについてはチェックをしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

ほかにどなたか質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それではご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による8件なんですが、7件について集約いたします。

農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第45号から51号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

それでは、議案44号について、事務局、見解ありますか。

藤井主任

それでは、申請に係るより詳しい内容というかを説明できればと思います。

まず、この土地を現地主さんが購入をした経過ですが、登記簿を確認しますと、平成31年1月11日の売買で農地取得となっております。その取得した農地を転用していたかどうかということですが、過去には3年3作という制限がありましたが、現在においては、買った農地を転用するについては、法的な制限はまずありません。

続いて、周辺農地への影響という中で、今回の申請人さんがですね、今回の申請地区というか、申請地籍、神田にございますが、神田には土地改良区ありませんので、神田の水利組合に確認をしたところ、当該一時転用に

については、水利組合としては差し支えないので、意見ありませんという旨の意見がついております。

また、一時転用ということで、原状復旧の確約書がついております。小林委員さんも心配されていた永久的な転用にならないかどうかということですが、最終的には3年後の期限のとき農地に戻っていなければ、また許可権者の県知事のほうでの原状回復命令で必ず農地には復旧していただくということにはなろうかと思いますが、本人からも原状回復の確約も出ておりますので、法的に拒むというか、という基準にはここは当てはまらないかなと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

小林委員も懸念ですよ、そういう、どうしても。

小林農業委員

そうですね。心配で終わればいいんですけども、実質この土地が耕作をされていたり、あるいは地域とすり合わせをしておいでるなら、別に問題はなかろうと思うんですけども、もう既にいわゆる第2次構造改善の事業が近く始まりたいというのも申請をしたいというような意向がある中で、ある意味でいったら、大きな土地というか、土砂の要は捨て場というか、1, 378立米をダンプで何百台もってということになりますよね。よく分からないんですけども、相当量の土がそこへ運ばれるということで、確かに地域の住民はね、なかなか今、すり合わせということまで行かなかったようなんですから、余計にこういう話が表に出て、実質トラックやなんかが移動し出すと、やっぱり心配なのかなと僕は思っています。

だから、それが懸念で終わってくればいいんですけども、これは県も市も携わっていることですので、よもやそういうことはないと思うんですけども、老婆心で、ぜひチェックをしていただきたいということをお願いをしておきたいなと思います。

最初に言ったように、やむを得ない事情でこれは許可ということなんでしようかねということで、自問自答で私もその場所へ行ってきたんですよ。それで、どうもね、裏の話をすると、昨日まで物すごく荒廃地で荒れていたんだと。ところが、役所で来るとい、私もその一人なのか知らないけれども、どうも現地確認がありそうだということで、すごくきれいに刈ってあったんですよ。それは分からないことはないんですけども、その土地をやっぱりあまりにも人質に取るような行為だったら、それは問題ありかなということにはちょっと心配したんですから、私として出させていただいたと、こういう経緯なんです。

議 長

ありがとうございました。

委員の皆さんで、当然手続上の瑕疵は見受けられないけれども、そういう懸念があるという危惧を抱いておりますので、それ、もちろん県、市もそうですし、代理人もそうですし、その辺の確実な担保は取れないわけです

けれども、できるだけその懸念を払拭するような、どうせその時期が過ぎれば、もし現状だと違反転用になりますので、その辺のことも踏まえた中で、今のうちにその旨をしっかりと伝えておくというようなことが今できる最善の策じゃないかと思えますけれども、ほかの委員の方でご意見、ご質問ありますか。

太田委員。

太田農業委員

私、ここ近いんで、大体場所は把握できるんですけども、民家の近くでね、3年という期限つきなんですけれども、一度やり始めて、何だ、こんなことになっているじゃないかということで、地域の人から問題が起きたときに、それはもう取り返しのつかないことになっちゃうと思うんですよ。

ただ法律の要件を満たしているからオーケーということはもちろんそうなんですけれども、やっぱり人間性悪説だか性善説だか知らないんですけども、必ず悪いことするんですよ。そのときにはもう取り返しがつかない。だから、抑えるべきところはびしっと抑えて、それは法律の中でちゃんとやっているか知らないんですけども、やっぱり農業委員会としては反対ですよということをしっかりとしていけないと私はいけないなと今感じましたけれどもね。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、そういう意見もありましたし、ほかに。

河野委員。

河野農業委員

この案件については、周辺を圃場整備をやる、いわゆる神田地区の圃場整備ということで、第2弾をやる予定だという話を聞きましたが、これは圃場整備のほうは参画するわけですか。

いわゆるエリアとして承認しているかどうか、その辺のちょっと説明がなかったものですから、よく分からなかったんですが、要するに3年間の一時転用でしょう。実際圃場整備、申請をしてから3年やそこら工事着手できないですよ。5年くらいかかる、今現状でいえばね。そういうところから見ると、これ、一時転用で3年間。どういう意図で3年間にしたか分かりませんが、圃場整備との関連なり、その辺は、圃場整備のど真ん中へ持って行って、いわゆる土木工事の残土の置場を3年間だけ、果たしてそのとおりやるかどうかとも分からん。

というのは、〇〇さん自体が農地をやるよと言って取得したわけですよ。それが今現状、自分の会社の原野化している農地に今なっているというところを見ると、果たしてその書類上、そういう誓約書なり何なりしているかもしれないが、やり切れるかどうかという、ちゃんとやってくれるかどうかというところが非常に疑問が残るんですけど、その点はどうでしょうか。

議 長 小林委員、分かりますか。

小林農業委員 伝聞ですので、確約は取れませんけれども、実はここには担当者というか、彼にメモを書いていただいたんですけれども、第2次構造改善という事業で、もう既にアンケートを取って、長野県の土地改良事業団体連合会、そして県の関係は松本地域振興局農地整備課というところへ話をしてあるそうです、既にね。そういう第2次の構造改善を神田として進めたいんです、やりたいんですということで、大枠は皆さんにお伝えをしてあるんです。

ところが、ちょっと私も言葉足りなかったんですけども、それを知っていて、ここに農政課の方はいないと思いますけれども、それを3年許可ということで大見え張って、「ようござんす」というお墨つきをつけるのはどうかなということとは私自身が一番思いました。

今、河野さんが言われたとおりなんですよね。土の量を、さっき事務局が言ったんですけれども、1,378立米の土は、1反歩のところへ持って行って、4メートルだか3メートルの高さのものを、そういう計画書が、ここへ私の手元にも来ているんですよね。これを本当に3年という期限で彼らはきれいにして、その第2次構造改善へ出席するかどうかということも確約は取れていないそうです。取れないわね。取れないという言い方はないんですけれども、当然今の事務局のこれから仕事をやろうという人たちは、今の土砂がある面積も第2次構造改善の中へ組み込んでいるわけですよ。だから、そういうことがどれだけの歯止めになって、元へ返してもらえっていうことの、一番いい、いわゆる担保というか、それはね、第2次構造改善に参加しますという一文でも取れば一番いいかなとは思いますが、単純に言えばね。そういう話はどうもなくて、近隣へのなかなか説明もなかったし、さっき改良区という話もちょっと出たんですけれども、それも全員の方が知っているかどうかということは、どうも眉唾というか、分からないんだろうなということの中に入っている人が言っていましたけれども、これはそんなうわさを追いかけていってもしようがないんで、実際3年のこの期限を守られて、元へ返して、一緒にこの事業に参加をしてもらえれば一番いいかなとは思っています。

形は、だからさっきの性善だか性悪だか知らないけれども、その辺はどうかなとは、相当の焦点にはなると思いますけれどもね。

議 長 では、河野さん。

河野農業委員 今、神田地区の圃場整備をやるという話は出ているが、第2次ですね。話は出ているが、まだ同意書をみんな出している段階ではなくて、その前の段階だと思うんですよね。それは、いわゆる実際に同意をすることが可能であれば、いわゆる可能というか、そういう気があるかどうかちょっとよく分かりませんが、3年後に一時転用が解ければ、農地に戻るわけですよ。戻さなきゃいけない、一時転用ですから、戻して、圃場整備に参加す

るということであれば、この一時転用はやむを得ないと思いますが、そうでない限り、ちょっと今の時点でオーケーということは出しづらい。ちょっとその辺は今回は保留にして、その辺の確認を取るという作業が必要ではないかと思います。

以上です。

議 長 川村補佐、今のところの考え方をお願いします。

川村局長補佐 すみません、今の委員さんのご意見に対してなんですけれども、今回、そのようなご意見が出るのはごもっともだと思います。どちらにしましても、土地改良事業となると、多分、県営の土地改良事業になると思いますので、本件、ご承知のとおり、転用許可権者は県であり、私どもは意見を付す機関となっております。ですので、今回委員さんから出た意見を付して、県のほうで農地整備課になるんですが、そちらのほうと協議した中で、許可の判断を仰ぐというような形で、意見を付して上げさせていただくという方法を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 今、川村補佐からそういう話がありました。
ただいまのそれぞれの懸念、意見を付して、許可権者である県に提出する。それで、あとはそこでそれに併せて懸念なきような対応を取ってもらう。そういう条件で集約したいと思いますが。
河野さん。

河野農業委員 そういう形でいいと思いますが、1つ、圃場整備については、土地改良区が中心になってやるということだと思いますが、土地改良区のほうにその辺の確認といいますか、こういう状況だよということは確認を取っておいたほうがいいかと思います。

議 長 いいですか。
川村補佐。

川村局長補佐 先ほど担当のほうからも説明あって、少し説明不足だった点もあるかと思いますが、本案件の圃場につきましては、土地改良区が存在しませんで、水利組合というところがあります。水利組合のほうからはオーケーをいただいているもので、その辺のものはクリアーしておりますが、そもそも論の委員さんご指摘のとおり、圃場整備というものの計画の中で、一時転用の3年という期限もあるということを含めた中での意見という形で付して上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

河野農業委員 はい、了解。

議 長 そういうことですので、当然そこ、懸念もつけていきます。

そういうことで、そういうことっていうことは、今それぞれ懸念出されました。その内容を付して許可権者である県につなげていく。そういうことに対する承認の集約をします。

そういうことで承認していただける方の、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、ただいま申し上げたとおりの営みをしますので、ご承知おきしてください。

続きまして、議案第52号及び53号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

次に、総会資料10ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第52号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第53号、笹部にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

では、議案番号52、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

27日に大村の〇〇さんのお宅にお邪魔して、現地を見てまいりました。

ここの〇〇さんは、今、脳梗塞で介護状態であるらしいんですね。その息子さんの〇〇〇さんという方に現地を案内してもらいました。

それともう一つ、私のほうで頂いているこの資料のですね、ささいなことなんですけれども、電話番号の市外局番がこれ、間違っていますので、「0268」となっていますけれども、これ、「0263」の間違いです。

ここのところは、明細書には4筆になっているんですけども、実際に〇〇-〇と〇〇〇-〇は、これ、もう一体的に田んぼとして使われています。線引きは現状、見た感じではありません。

それから、もう一つは、この資料で下のほうに併せて特定貸付けを行っている旨の証明願のところに、ここの地番が大村〇〇〇で720平米とあるんですけども、実際にはここのところが貸し付けられているのではなくて、その上にあります大村〇〇〇、ここの3,946、これが貸付けの対象になっているようです。

それで、この〇〇〇は一部、これ、結構大きな田んぼなんですけど、畑として使われていて、農業用のハウスが2棟建っておりまして、それからあと空き地には長ネギが一部耕作されていて、一応きちんと管理はされている

んですけれども、実際に今、作付られているのは長ネギだけです。これから多分、その借りている方は利用するんだらうと思います。

それから、ほかのですね、さっき言いましたように、〇〇〇-〇と〇〇〇-〇は、これは一体的に水田として使われています。もう田植えも終わっていました。

それから、〇〇〇、これは自宅のすぐ脇の畑ですけれども、ここにも数種類の夏野菜がきれいに植えられていまして、きちんと使われているという状況です。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

では、小林委員、お願いします。

小林農業委員

53号の〇〇さんですが、2日ほど前に現地を見てまいりました。田んぼ2筆ということでございますが、松本駅から直線で2キロくらいの場所ですけれども、田んぼがあり、そして野菜畑に、この田んぼのどちらかを一角を野菜畑ということできれいに整備されて、問題ないと思って帰ってまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

麻生さん、52のこの数字のそごはどういうように理解したらいい。現状の特定貸付けの数字がこれとは違う現状ということですよ。

柳澤農業委員

案内していただいた〇〇〇さんという息子さんの方なんですけれども、その貸し付けられているのは、この大村〇〇〇-〇、946平米の田んぼ、実際には畑として使われているんですけれども、そういうように現場を見てきたときにはそういう状況でした。

多分ですね、ここの特定貸付けのところが、今、大村〇〇〇、720平米ってあるんですけれども、これはもう自宅のすぐ脇なんですよ。だから、そこは多分ご自分で夏野菜を作っているんだと思います。そこを貸し付けていることではないと思います。ですから、ちょっと何かこれ、転記か何かのミスじゃないかと思った次第です。

議 長

営農を続けているのは確認できたけれども、この今、資料の数字が、これで、果たしてこれが現状に合っているかどうかということですね。

麻生主任。

麻生主任

すみません、委員さんと息子さんのおっしゃるとおりで、〇〇〇と〇〇〇の内容を入れ替えていただければ正しくなると思います。

営農計画のほうとも確認が取れましたので、過去にこちらの内容での貸付けも行ってた経過があるようで、すみません、最新版になっていなかった

たというところで、おわびして訂正をお願いいたします。

議 長

よろしいですか。

それでは集約させていただきます。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件について、原案どおり承認に賛成される方の農業委員、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

本件は原案どおり、条件の下、承認することと決定いたします。

続きまして、農地に関する報告事項に入ります。

事務局からの報告事項のアからエについて一括説明をお願いします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料11ページからご覧ください。

11ページから12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、15件、13ページから15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、28件、16ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、17ページから18ページ、農地法第5条の規定による届出の件、5件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しを願います。

河野委員。

河野農業委員

すみません、12ページのところご覧いただきたいと思いますが、12ページの一番上、番号9、〇〇さんと貸人が〇〇さんという案件ですが、これ、無条件でその他不明、こういうようになっているわけですが、これは昔から貸してある、貸した状態であるもので、いわゆる貸し借りの期間も分からないしという意味合いでこういう表現だっていることを思うんですが、その確認をお願いしたいと思います。

議 長

藤井主任。

藤井主任

すみません、今回の案件につきましては、河野委員さんおっしゃるとおり、ヤミ耕作というような位置づけで農地台帳上に記載がありました。システ

ム上であったり、事務局内に残っている記録を見る限り、条件ですとか、期間ですとか、そういったものは分からないんですが、本人同士はもちろん貸借の関係性があるということで、両者の合意に基づいて解約が出てきたものとなります。

以上です。

河野農業委員 はい、了解。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 それでは、報告事項、ご承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項の議事が終了しましたので暫時休憩とします。
3時25分議事再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。
まず、議案第54号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。お願いいたします。
それでは、議案書の19ページお願いいたします。
令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価であります。
要旨ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付農林水産業経営局農地政策課長通知）に基づき、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を実施し、これを公表するものであります。
関係通知については、次のページから記載があります。
点検・評価するものですが、別紙の様式3と別紙様式5になっております。別紙様式3については、各委員さんにコメントを書いていたものになっていまして、別紙様式5については、70ページ以降に案があるものになっております。
今後の予定ですが、別紙様式3については、総会終了後、各委員宛てに通知しますとありますが、今日の会議のときに机のほうに既に置かせていただいています。
別紙様式5については、会議で承認されましたら、6月末までにホームページ等に公表して、県を通じて国に報告をするものになっております。
そして、この別紙様式3、別紙様式5については、今年のこのものから様

式が新しくなっているものですので、昨年度のものとはちょっと様式が変わっております。今年度から新様式ということになっていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、27ページ以降になっていきますが、別紙様式3の資料をご覧ください。

資料には、それぞれの委員さんごとに最適化活動の実施状況、(2)には目標の達成状況と今年度ここを頑張ったという委員さんのコメント、2には国の基準に基づいた全体の評語を記載してあります。委員の皆様が1年間一生懸命取り組んでいただいた活動を全員で共有して、今後の活動につなげていただきたいと思います。

2の農業委員会による点検・評価の全体としての評語につきましては、26ページ、その前のページの国の基準に基づいて活動内容を点数化して、その点数に応じた評語を記載することになっており、例えば「目標を(やや)下回る結果となった」といった表現で事務局のほうで全委員さんについて記載させていただいています。

②の自己の点検・評価欄に記載していただいた活動実績の主な内容としましては、こちらで全ての委員さんのものを確認しましたところ、主立った内容としましては、「日頃から農地の見守りや定期的な農地パトロールを行い、遊休農地の状況を確認した」だとか、「新規就農者に対し地域農業に関する情報提供や相談対応を行った」というコメントをたくさんいただきました。ありがとうございます。

次に、その隣の成果実績の主な内容としましては、「JAや関係組織と連携して担い手に集積できた」とか、「地元の会議や話し合い等に積極的に出席し、農家の状況や課題の把握ができた」、「新規参入者に対する指導、育成を行った」といった意見をいただきました。

2の農業委員会による点検・評価の総会で出された意見につきましては、前回の総会で確認させていただきました「農地の見守り活動や声かけ活動を積極的に行っており、遊休農地の発生防止に結びついていると思う」というふうに記載させていただいております。

委員の皆様には、ご多忙の中、大変厳しい環境の中でしっかり活動していただき、誠にありがとうございました。

続いて、70ページよろしくお願いいたします。

こちらの資料は、最適化活動における農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の成果目標と実績について記載されたものになっています。

まず、1、農業委員会の状況については、記載のとおりなので、ご確認ください。

次のページ、最適化活動の実施状況についてご説明します。

農地の集積ですが、令和4年度の農地の集積の目標について、面積は4,047ヘクタール、集積率は56.4%に対して、実績は面積4,053ヘクタール、集積率は56.7%となり、達成状況は100.5%でした。

続いて、次のページ、遊休農地の発生防止・解消についてですが、既存遊

休農地の解消目標6.3ヘクタールに対して令和4年度の実績は6.8ヘクタールとなり、達成状況は107.9%でした。

続いて、次のページの新規参入の促進ですが、目標の新規就農者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積56.5ヘクタールに対して令和4年度の実績は12.8ヘクタールとなり、達成状況は22.7%でした。

続いて、次のページですが、最適化活動の活動目標については、活動強化月間を設定して、記載のとおり活動していただきました。

次のページの新規参入相談会への参加については、河西委員が新農業人フェアにウェブによる参加をしていただきました。

目標達成状況の評語ですが、25ページの目標の達成状況の評語の適用方法に基づいて、農地の集積については3点、遊休農地の解消については3点、新規参入の促進については1点、活動強化月間の実施については1点、新規参入相談会への参加1点で、合計8点になりまして、目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になりました。

ご協力ありがとうございました。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

これ以降、全ての委員の皆さんに質疑応答から集約までお付き合いください。

今、通達に基づいた営みですので、説明申し上げました。

意見、ご質問等ありましたら、お出しをいただきます。

[質問、意見なし]

議長

今、質問、意見等なければ、全ての委員の方にお伺いいたします。

この案件について、全委員の皆さんにお伺いしますが、議案54号については、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。

最初に、報告事項ア、地域計画の今後の取組についてに入ります。

事務局の説明をお願いいたします。

村山局長。

村山局長

では、地域計画、それからまた地域地図の作成について、取組について、

すみません、資料ございませんが、ちょっと私から報告とお願いをいたします。

前回、4月の定例総会の際に、目標地図の素案作成に向けた取組ということで、以降のそれぞれ委員さん、推進委員さんをお願いしていくこと、それから計画策定に向けて、今、農業委員会としてどう関わっていくか等々ご説明をさせていただきました。

地図ですね、2月の調査に基づく地図をそれぞれ各地区において、この地図を用いて説明、それからまたどうやって進めていくかというようなことのご協議をいただくということでお願いをしてまいりましたが、今日、さきにですね、冒頭の会長の挨拶にもございましたが、ちょっと一旦ここで、すみませんが、ちょっと立ち止まって、それから、それで会長、基礎の地ならしということをおっしゃっていましたが、ちょっと一度ですね、取組に対するまずはこの農業委員会として体制、それからどうやって取り組むかということと、それから一緒に地図の作成から地域計画の策定に向けて一緒にそれぞれの地区でやっていっていただく。JAはじめとする関係の皆さんは、じゃどういふことをやっていただくというようなことをちょっと改めて整理をして、体制を整えて、それで「よし、じゃ行くぞ」ということで、また取組といいますか、取りかかっていたかと思えます。

その体制の整理ですけれども、私ども農業委員会の事務局と、それからこの計画を策定する農政課とでちょっと、いわゆるどこがどうやるかと。どういふことをそれぞれの地区に皆さんをお願いしていくかというようなことをちゃんと整理をして、それからまた具体的には、やはりちょっとJAの協力なしには、理事、それから農家組合の皆さん、ちょっとJAの協力なしには、やはりなかなかこれ、進んでいかないということがありますので、具体的に改めてJAのほうにお願いといいますか、お願いというよりは、一緒にやっていきましょうというようなことを依頼に行って、正式に農業委員会、それから農政課としてJAと一緒にやっていきましょうということを改めて言うところからにしたいと思えます。

これからまたJAと調整はいたしますので、全て整ったところで、改めて皆様方にはこのような方法でとか、こういうふうにとかいうようなことをお願いをしていきたいと思えますので、一旦ちょっとここで体制を整えるために、ちょっと一息入れさせていただくということでお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

そういうことなんですよ。冒頭の挨拶で申し上げたとおり、やはりその辺のしかるべきところをやっているつもりだったけれども、やはり自分自身もそうですし、その体制の中で、そうはいってない。そこをやっぱりもう一度仕切り直して、上意下達でもないが、やっぱり責任者の皆さんと対応した中での今度はリセット。具体的に言うと、一緒に歩んでもらう人たちへのセットと内容の詰めをもう一度やりたい。それで、そこから地域計画の段取りに移りたいということなんです。

少しやっぱりここでそれぞれ皆さん、いろいろご苦労を願っているわけですが、この時期にそれをやらないと、多少遅きに失したところあるんですが、やはりもう一度リセットして、またシグナル皆さんに差し上げて、そういう方向で行きたいというふうに考えております。

また、それのご理解をいただきながら、この内容については、真っ先の口をつけた後、また役員会何なりにもお諮りしながら、どういったらスムーズにいくかというところも考えていきたい。

そして、最終的には、国の計算では令和7年にそれが完成するというようなことで、本当にいろいろ心配していただいた中で、本当に申し訳ないところはあるんですけれども、現状とこれからの対応をそういう方向でいきたいと思いますが、またご意見を伺います。

じゃ、河野さん、お願いします。

河野農業委員

今、もう一度ね、それぞれが作成に向けていわゆる方向性を1つにしてやっていくということで、それは当然のこと、よろしいかと思いますが、今説明の中で、JAのほうに、JAにお願いに行くというふうなお話がありました、一番必要なのは、各支所の営農生活課長ですね。営農生活課長の全面的な協力がないと、いわゆる仕事としてはうまくいかないと、それぞれの地区においてね。そのことをJAの上のほうの方をお願いをし、それでまた農政課と共に、いわゆるJAの営農生活課長たちを集めて会議をやっているんですよ、農政課では。そういう形で、営農生活課長さん方に直接趣旨を説明するということが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

議長

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

実は、本郷地区の営農生活課長のほうから既に先月の時点で連絡がありまして、農政課、JA、それからその地区の中心経営体の人たちを集めて、具体的に人・農地プランについての説明会からスタートしようという話が先月のうちに来て、来週の月曜日、5日に予定されているんですけれども、今お話のあった農政課やJAとのいろいろな今後のベクトルを合わせていくための話合いというのは、これ、いつ頃を予定されているんですか。つまり、それを前提にして、それぞれの地域で今度具体的な話に入っていくのは、大体いつ頃なんでしょうか。

ですから、多分ね、今の話だと、既に先月のうちに私のところに本郷地区でそういった話合いというか、検討会始めようというのが来ているんですけれども、それは一旦あれですか、ちょっとストップしておいたらいんですか。

議長

じゃ、局長。

村山局長

ありがとうございます。今、委員さんおっしゃった、さっき河野委員もお

っしゃっていましたが、営農生活課長の中で、支所ごとにちょっと温度差といますか、「やるぞ」という人と、それから「いや、それ、あれかい。農協のことかい」というのと、極端に言うと、そんなような反応がちょっと見受けられたということで、それで本郷の場合はそういうあれで、課長さん、もうやる、一緒にやるということで、日取りまで決まっているということですので、そちらはそちらで、ちょっと柳澤委員さんの判断で結構ですので、うちはこれでやっても大丈夫かなということでしたら、やっていただいてもいいと思います。

それで、すみません、先に答えなきゃいけなかったんですが、農政課のほうからJAのほうには改めて今回のこの件についてちょっとお話をしに行きたいということで、今、JAのほうに投げていますので、そちらのほうで日程調整つけば、もうすぐにでも行って、お願いをして、そこから先は今度JAが、今度JAの組織の中でどうかっていうことになりますけれども、そう遠くならないうちにお返事のほうはできると思います。

柳澤農業委員 ありがとうございます。

議 長 武井さん。

武井農業委員 既に耳に入っていると思うんですけども、山辺地区では1回やったんですよね。けんけんがくがく2時間やったけれども、結論出ない。要は、温度差があるということと、全然農協のほうには言っていないし、農家組合にも言っていない。初耳だと。とんでもない話だということで、当然耳に入っていると思いますけれども、もうけんけんごうごうでした。

ぜひ、最初の2月の説明では、再生協へちゃんと話をするというふうに資料の中にあっただけですけども、それが十分言っていなかったと。それで、資料の中には、農業委員が率先して目標値をつくるという、そういうふうにかかれていまして、そうしたら、「おまえたち、やらんじゃねえか」と、こうなっちゃうんで、もう少し説明を上手にさせていただいて、私たちみんなの問題だという意識を持つような説明をしないと、農政課のやり方は丸投げだったもんですから、反発を買っちゃうんですよ。こういうのはもっと慎重にやって、共通認識で同じ土台になるだけ乗るような形をぜひ検討いただき、一旦停止ということはいいと思いますので、十分練っていただき、いい方向で令和7年にちゃんと計画できるように、ぜひよろしくをお願いします。

議 長 中野さん。

中野推進委員 山辺の内容について、今、武井さんが言ったとおり、全く話がつながらなかったというのがありますが、私、農政課の方から説明聞いたときに、ちょっとびっくりしたのは、松本市の農政課の中でも、話が見えないところがあって、なぜかという、人・農地プランに目標地図をつけた

ものが地域計画っていう資料を出してもらったんですけども、ある方から、「地域って何だい。どこでもいいだかい」という話その会議の中で出たんですよ。

私どもがここで会議の中で説明を聞いたのは、もう当然人・農地プランというものはできているわけだから、地域というものは、例えば私のところと言えば入山辺と里山辺だと。そういう認識をしていたんですけども、まだ地域は確定してないと。そうなっちゃうと、この時期に来て、人・農地プランができているのに、地域もまだ分からないという、地域の人に任せますよみたいな話が出てきたので、いや、そうすると、本当に松本市の中でもこのことを真剣にやれるだかやという私、ちょっと不安に思っていて、農協に話をするのは結構なんだけれども、実はそのの大本というものは、やっぱりこの市の中で決めていかなきゃいけない。

地域が、じゃ山辺の中で50も人・農地プランなんてつくれないわけですよ。だから、私はもう今の地域で人・農地プランができているんだったら、農業振興ビジョンも含めてそういうプランに地図を足していこうっていう思いでこの会議、前から聞いているので、そういった、今ですらそういう曖昧のような返答されちゃうと、人のところに話を持っていくよりも先に自分のところの腹をくくらなきゃいけないかなと。

だから、そういう土台をやっぱり決めておいて、その話を持っていかないと、どっかの地域へ行ったら、いや、人・農地プランは10個もあるよ。松本市で19だったのが30になっちゃうってということにならないようにね。それは確かに地域の中でいろいろあるから、地域の中で地域を決めればいいと思うけれども、今そこから始まったんじゃ、ちょっと7年までに難しいかなと思っているので、まず自分のところの腹をしっかりくくって、基本方針というものをお互いに共有していかないと会議にならないかなと思いました。

議 長 じゃ、倉科委員。

倉科農業委員 すみません、先ほど農協とすり合わせをするというようなお話だったんですけども、それは対象はハイランドだけですか。あづみ農協はどういうふうになっているのかというところと、あと梓川地域のほうは、これまでに一応、全員集めたわけじゃないんですけども、まずは主要なところからというふうなことで、2回ほど会議をやってきて、いよいよ6月には担い手を集めるぞということで、3月にその決定をしたもんですから、それはもう動き出すということで話を農政課も含めてしてきているんですけども、ちょっとその辺も、先ほども同じようなお話がありましたけれども、止めたほうがいいのか。ハイランドとはこういう話になっている、あづみ農協とはこういう話になっているというものの中で、止めたほうがいいのかどうか。

当然うちもJAの支所の支所長を入れて動いているもんですから、認識はないという感覚全然なかったもので、ここで一旦立ち止まってと言われても、

ちょっとどうしようかなって悩んじゃいますんで、ちょっと農協はあづみのほうにもちゃんと話をしているのかどうか、ちょっと確認したいです。

議 長 局長、お願いします。

村山局長 すみません、私、今、頭の中にはハイランドが浮かんでいたんですけども、あづみ農協も当然ですね。ただ、あづみ農協のほうとちょっと、さっき、すみません、今、山辺の皆さんからあったように、ちょっとハイランドのほうとうまく認識合っていないなという、そんなことばかりあったので、今、先ほどのようなことになったんですけども、あづみ農協のほうも確かにそうで、ただ、今、倉科委員さんおっしゃるように、もうスタート切るよというか、もう動き始めているよというところは、そのまま進んでいていただいていいと思いますが、ただ、あづみ農協のほうへももちろんこちらから正式な営みをして、確認をして、進めていただくというふうにしたいとは思っています。

倉科農業委員 ちょっともう来週、再来週くらいにはちょっと打合せをするような予定でしたものですから、もし話をされるようであれば、本当に二、三日のうちにすぐしていただいて、その結果、我々のほうの今、協議会といいますか、組織の中で動いていいかどうかちょっと判断していかなきゃいけないかなというふうに思いますので、足並みをそろえなきゃいけないというふうなお話だと思いましたので、その辺を早急をお願いしたいと思います。

村山局長 足止めてください、動き始めているところを止めてくださいということはないので、今、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、改めて早急に確認をして、またお返しをしたいと思います。

議 長 どうですかね。

久保農業委員 ちょっと聞きたいことがある。

議 長 じゃ。

久保農業委員 四賀の場合、地域づくりセンターとの間で、正式な名前忘れましたが、農振何とか協議会というのをやるんですけれども、地域づくりセンターのほうにはこの話を行っているんですか。こういうこと、さっきからずっと皆さんが言っている件は。ノータッチですか。

村山局長 地域づくりセンターのほうには話行ってないです。正式に正面から話してないです。

久保農業委員 ですよ。全然案件がないから、今年のそういうあれはやめようとかいっ

て地域づくりから来たから、こいつら何考えているんだろうかなと思って、ちょっと文句は言っていないんですけれどもね。要するに、懸案事項がないと言っているんですよ。四賀地区の農業の振興何とかって、農協と一緒にやるのを。だから、ちょっとピントがずれているのかなど。私一人で、私一人じゃないけれども、大澤さんいるからあれなんですけれども、懸案事項がないって、四賀のこんな山の中の話で、さっきね、あの方、太陽光大丈夫かっていうような話だってあるのにね、どうもそこら辺が気に入らないって文句言っている、地域づくりに私。いや、今のはジョークでいいです。

議 長

確かに、この温度差というか、これがすごいんだ。それは、窓口おっしゃるとおりのことをおっしゃる。いろいろあるけれども、やはり現場ですぐやって、お互いの共通点のところを見いだして、それを進めていかっていうのと、上意下達で、組織の中と一緒に手を組んでいくんだから、上も納得、下も納得、「はい、どうするか」っていうところね、これが19通り、さっきの地域は幾つじゃなくて、でもその中で今、歩みを始めているところは、それで結局、結果的にはそれ、うまくいっているんだから、それを改めて歩調を止めてもらって、まだ待機してくれとはもちろん申し上げないし、しかし、その営みが我々の中でちょっと足りなんだ。それで、人任せにしちゃったところがあるもので、そういうところは、当然さっきも局長が申し上げたような営みをしながら、少なくとも前へ向くようなことをする営みを速急にやりたいということを農政課の担当とも課長とも話しました。

それは少し、だでそこの歩みを始めているところは止まる必要ないけれども、少しそこで停滞したところ、もしくは思われるところは、ちょっと事務局と相談しながら、そういう営みを我々と農政課やりますので、またそのときはそれは報告します。それで、それぞれの立場立場で地域計画を立てる段取りをしてもらおうというところですよ。したいというところですよ。河野さん。

河野農業委員

このことに関しては、本当なら組織的にきちっと割り振りをしてスタートしていけばよかったと思うんですが、私としては、地区で考えた場合に、農業再生協、再生協議会ですね。こちらの仕事、いわゆる分野の仕事になると。もちろん担い手の人たちを集めて話を伺うとか、どうこうするとかというようなことについても、再生協議会でやることができると。

だから、一番大本の松本市の農業再生協議会、そちらで了解を取って、手順は逆になってもいいんですが、要するに農業再生協議会の仕事としてやっていくと。そうすると、農協は再生協の仕事だといえば、中心的な役割を果たさなきゃいけないという前提がありますので、そういう方向でいろいろ各地区、いろいろな差はあると思いますが、統一してやれば一番話としてはスムーズかなと思いますので、よろしくをお願いします。

村山局長 聞いておきます。

議長 ほかにいいですかね。

こういう方向づけ、営みをするということですので、ともかく滞るときには頑張ってくださいるので、またそれなりのシグナル出しますから、よろしくをお願いします。

ほかに、この機会。

それじゃ、矢嶋さん。

矢嶋農業委員 地域計画と目標地図ということであるんですけども、大体先ほど中野委員言われたように、地域っていうふうに考えたときに、やはり農業委員が出ている地域ですよ、基本的には。

J Aの関係については、たしか人・農地プランの中で、〇〇地区農業振興ビジョンというのができていまして、それは現状でいけば、令和4年から6年の3年間の計画が承認されているはずです。その中のどういう形で決めるかという、町会長、それから農家組合長、それから各部会の代表、そういう人たちの意見を聞きながら、4年から6年のそれぞれの地区の農業振興ビジョンというのができていますので、そういうことを考えれば、地域計画というのはおおむねそれに沿った形でやっていけばいいのかなというふうに自分自身は考えてはいたんですよ。

あと、目標地図については、基本的にはアンケートを取って、数年後、誰にこの土地を耕作してもらおうかというのを落とし込みなさいという、そういう考えで、じゃそのアンケートをどうするかという以前話が出たと思いますけれども、令和2年のときに松本市でアンケートを取ったデータがあるということで、もしそれを使えないということになれば、改めてまたアンケートを実施しなきゃいけないので、そこら辺を含めて、基本的な部分どういうふうにやっていくかという、今までのデータを流用するのか、新たにやるのかということも含めて、基本的な部分詰めていただければありがたいと思います。

議長 ありがとうございます。

じゃ、よろしいですかね。大きな流れはそういうことで理解してください。また皆さんに相談したり、当然役員会でもその結果で内容をかけて、何が一番いいのかっていうチョイスもしながら、それぞれ我々の役目を果たしていく。相棒をつくって、相棒と共にいくということになるかと思いますが、じゃこの件については、そういうことでご理解、ご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、次に報告事項のイ、令和5年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてに入ります。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、資料の76ページ以降ご覧ください。

76ページにも記載がありますが、これは皆様が農業委員というお立場で地域の方から労賃について相談があった際に、あくまで参考にしていただけたらということで、各農協から提供いただいたものですので、ご了承ください。

77ページが松本ハイランド農協、78ページがあづみ農協における本年度の料金表です。

簡単に今年の傾向ですけれども、一般の農作業労賃が、剪定以外の部分では、どちらの農協とも2年連続で引き上げられていまして、今年度からついに1時間当たり900円を超えてきました。

機械作業料金は、去年は据え置きだった項目もあるんですけれども、今年度はもうほぼ全ての項目において引上げが見られています。

すみません、以上、大変簡単ではございますが、参考までにご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

そういうことで、それぞれの組織、責任を持って作られた料金表ですので、特別不自然なり何かなければ、これ、承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、次に参ります。

報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてに入ります。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料の79ページをご覧ください。

主要会務報告並びに当面の予定についてであります。

5月については、5月29日にJAあづみ通常総代会に、30日には全国農業委員会会長大会に会長のほうが出席していただいております。

本日、5月の定例総会で、この後、農業振興委員会を予定しております。

次のページをご覧ください。

当面の予定ですが、6月2日、農業委員会長・事務局長の合同会議。

6月22日から23日に長野県19市農業委員会協議会通常総会に会長と事務局長が出席の予定であります。

また、6月30日に6月の定例総会ありますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件について、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他に入ります。

最初に、松本農業農村センターから情報提供をいただきます。

松本市担当の寺戸課長補佐には、初めて農業委員会にお越しいただいたので、自己紹介のほうを兼ねてお願いいたします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 お世話になります。初めまして。私は松本農業農村支援センターで4月から松本市を担当しております寺戸久美子と申します。よろしくをお願いいたします。

日頃より長野県の農業農村振興にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

私、これから農業委員会のほう、松本市の窓口の担当として皆様に情報提供等させていたえだきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

松本市の担当なんですが、農業委員会には基本的に私のほうで出席させていただくことが多くなるかと思いますが、担当は4人でやっております。地域ごとに分かれておりまして、4名で担当しておりますので、またいろいろな場面でそれぞれの担当、お世話になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

資料のほうですけれども、ご説明させていただければと思います。

令和5年5月松本市農業委員会定例総会資料というものをご覧ください。

1 ページに全体の資料、今日お話しさせていただきたいものについて、概要を載せさせていただいております。

2 ページ以降、それぞれの資料の詳細になっております。

初めに、農作業安全についてですが、めくっていただいて、2 ページ以降ご覧いただければと思います。

4 月以降、残念ながら市内で死亡事故1件、重傷自己件が発生しております。農繁期ですので、引き続き農作業安全にご注意いただければと思います。

特にですね、今回の市内の事故もそうなんですが、高齢者での事故がやはり多くなっているということで、2 ページには関東農政局の資料になりますけれども、やはり高齢の方に、75歳以上の方へアンケートした結果ということで載せてございますけれども、死亡事故については65歳以上で5人に1人、過去1年で農作業中に知り合いが亡くなったりけがをしたというのは4人に1人ということになっております。

また、3 ページ以降5 ページまでですが、これらの事故の予報ということで、チェック表というものがあります。参考に載せさせていただいたんですが、それぞれ安全対策、身体機能、ヒヤリ・ハットというような観点からチェックするようになっておりますので、またお時間のあるときに見ていただければと思います。

6 ページ以降なんですけれども、2 番の第4期長野県食と農業農村振興計

画について、抜粋ですけれども、概要版の抜粋になりますが、載せさせていただきます。

長野県では、本年度、令和5年から5か年の計画として、第4期の長野県食と農業農村振興計画を作成しております。

7ページになりますが、下のほうの枠の中に今回の振興計画のポイントということで3点載せさせていただきます。

今回の1つ目のポイントとしては、「農業」、「農村」、「食」の3本柱によって施策を推進するということ。

2点目、今後の5年間に特に注力していくものとして、「担い手」、「果樹」、「環境に優しい農業」、「輸出」というものを位置づけさせていただきます。

3点目に、稼ぐ農業への施策を強化ということで、大規模法人の経営体の育成や果樹の生産振興、農畜産物の輸出拡大などを強化していくという計画になっております。

8ページには、松本地域の計画ということで載せさせていただきます。

テーマとしては、「持続可能な農業新時代 ～継承しよう豊かな食と農～」ということで、「めざす姿」は3つ挙げさせていただきます。

また、下の表になりますが、松本地域の中で重点的に取り組むものとしては、5つですね。担い手の関係と持続的な農畜産物の生産と安定供給、基盤整備の推進と農地の効率的活用、安全安心で持続可能な農業・農村の活性化、松本地域の食材を活かした地産地消や食育活動の推進、この5つについて、地域の独自型として挙げさせていただきます。

詳細については、またご確認いただければと思います。

9ページですけれども、熱中症予防について、3番目で情報を紹介させていただきます。

熱中症、今年もまた心配な時期になっておりますが、熱中症については、気温よりも暑さ指数というWBGTの指数というのが重要になってきております。

9ページにご紹介させていただいているのは、その暑さ指数による熱中症の予報サイトの予報です。こちらで、ここの資料にもありますが、知りたい環境条件、松本地域の中の知りたい環境条件を選択すると、その予報ということで出るようになっております。農業の場合、温室などは普通の環境よりも過酷な部分もございますので、そういったところを選択して、予報を見ていただくと、より実際に近い予報になってくるかと思っておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

4番目、5番目、気象、生育の関係で、10ページ以降載せさせていただきます。

気象につきましては、4月下旬から気温が平年並みかやや低く推移しているということで、生育全般は、春先はかなり進んでいたんですが、ここに来て平年並みから数日程度の前進というような状況になっております。

4月10日以降は、数度の凍霜害が発生して、地域の中で被害に遭われた

方については、お見舞いを申し上げます。令和3年並みのような様相も呈してきておりますが、経過を支援センターとしても見守って、時期に合わせた指導が農協さんと一緒にやっていければと思っております。

すみません、私のほうからポイントだけになりますが、ご紹介させていただきました。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

別紙で今日お配りした、まず令和5年度公務災害補償制度の加入申込みについてお願いいたします。

全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が公務従事中に不慮に事故により死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる制度に今年度も加入をするものです。

保険期間は記載のとおりです。

加入する形については、B型になっております。

加入方法は、農業委員会単位で団体加入をいたします。7月の委員報酬から保険料1,500円を引きます。

また、別紙なんですけれども、その次のページ、補償内容の変更についてということで、昨年度ですかね、後遺障害への保険支払いが特異的に増加したことが原因で、少し補償内容が変わったそうですので、またご覧ください。

こちらについては以上であります。

次に、就農希望情報カードについてであります。

A4の1枚のものになっています。

松本地域で桃の生産を始めたいという法人の方からの問合せです。記載のとおりになっていますので、お心当たり、情報がある方については、農業委員会事務局までご連絡をいただきたいと思えます。

続いて、全国農業新聞の件ですが、先日会長のほうで大会のほうに出席していただきまして、報告がありました。

令和4年の全国農業新聞の普及拡張特別優秀農業委員会等表彰に松本市農業委員会が全国で8位という成果になっております。発行部数で8位ということです。これを機会に、委員の皆様で未購読の方がいらっしゃいましたら、購読を検討していただきたいと思えます。

それと同じ、これに関連して、全国農業新聞優秀農業委員会団体等表彰においても、長野県内で松本市農業委員会が表彰されていますので、お願いいたします。

それと、農業委員会だよりですが、第29回農業委員会だより全国コンクール表彰団体名簿というところで、全国農業新聞特別賞にも松本市の農業委員会の農業委員会だよりが表彰されていますので、ご承知おきください。

最後の連絡事項ですが、本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいた

します。

また、該当地区の委員さんに事前の配付をしました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていただきます。

お車でお越しの委員さんは、市役所駐車場の無料認証の機械が出口のところに置いてありますので、そちらで処理をしてお帰りください。

以上であります。

議 長 ご苦労さまでした。
皆さんのほうで何かこの際。
川村補佐。

川村局長補佐 すみません、お時間ないところを恐縮です。
先ほどの第1部のほうの倉科委員さんのほうからご質問ありました営農型太陽光、いわゆる本人が荒らしてしまったところを本人ができるのかという話ですけれども、県庁のほうに確認した結果が届きまして、結論的にはできるという回答です。ただ、普通に考えて、自分でやったところをというのは、ちょっといかがなものかとは考えてはいるんですけれども、法的にはできるということです。

ただ、去年の年末にも大臣が営農型太陽光というのはいかがなものかという発言もございました、今、農水省のほうで特別そういった委員会をつくって、農地法を含める中で、特に営農型は強い規制にしたほうがいいのではないかという動きもございますので、今後、そのような改正があることも考えられますので、注視して、何か情報があれば、またおつなぎしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 皆さんのほうでこの際、何かございましたらお願いします。

塩原至委員 ちょっとあれですけれども、タブレットのことで、これっていろいろな、先ほど天気とかああいうのをQRコードで見たり、そういうのは自由にしていいんですかね。

地域計画とかそういうのを、ちょっと国からいろいろ調べたりするに当たって、自分の携帯だと、最近老眼だか知らないんですけども、全然見えなくて、少しでかい画面ならいいかと思ひまして、そこら辺はどうなんですかね。

議 長 やましいことはねえか。
じゃ、田中さん、今後のタブレットについて、アウトラインの方向をお願いいたします。

田中主事 すみません、タブレットに関してですけれども、今現在もまた新しくアカウントが凍結したような方も見えまして、なかなか安定しない中でご利用

していただいています、本当に心苦しいんですけども、使えるものはぜひ、すみません、変な言い方ですけども、常識の範囲内で、農業委員としての活動に必要であれば、ぜひ使っていて、なじんでいただければと思います。

すみません、引き続きご活用のほどよろしく願いいたします。

議長 事業計画の中でのものっております。また、それぞれ地域に入って、タブレットを持ってきてもらって、その現場ですり合わせするという営みも計画しておりますので、使えるものは何でも使ってください。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 いいですか。
以上で本日の案件は終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 20番 _____

議事録署名人 21番 _____